防災行政無線戸別受信機について

町では、防災行政無線を使い、災害の発生、避難情報などの緊急放送や、平常時は町の行事やお知らせなどの放送をしていますが、屋外のスピーカーでは豪雨の際に音がかき消されたり、気密性が高い住宅では聞こえにくい場合があります。

そのような場合に備え、町では放送を屋内で受信することができる戸別受信機を無償で貸与しています。

■戸別受信機の機能

＊町からのお知らせを放送
＊電波の届く範囲で色々な場所に設置でき、緊急時には取り外して持ち出すことが可能
＊緊急放送の自動録音
＊通常放送の手動録音、留守録音（最大60分録音）
＊ＬＥＤライト内蔵（停電時に一定時間点灯し、緊急放送時には点滅してお知らせ）
＊停電時、乾電池で動作（単１アルカリ乾電池使用時、最大１６８時間動作）
※単１、単２、単３いずれか２本使用

■こんなときは

【町内でお引越しされたとき】

戸別受信機は、町内の各行政区ごとに放送することができるよう設定されています。

お引越しにより行政区が変わる場合は、設定変更を行いますので、お電話などでお知らせください。（役場への持参は不要です）

【町外へお引越しされるとき】

長沼町から他市町村へお引越しされる場合は、機器一式と貸与時にお渡ししている貸与証を、役場広報情報係へ返却してください。（町営住宅などを除く）

【乾電池が切れたとき】

非常用に内蔵している乾電池が切れたときはすぐに新しい電池に交換してください。放置すると液漏れによる故障の原因となります。

（電池が消耗すると乾電池ランプが赤く点滅します）

【放送が途切れる又は聞こえなくなったとき】

＊放送が途切れる場合、アンテナがまっすぐに最大限伸びているか確認してください。また、電波を発する電子機器の影響を受けることがあるため、テレビなどと同じコンセントから電源をとらないようにしてください。
＊住宅の場所によって、屋外アンテナの設置が必要となる場合があります。
＊受信ランプが赤く点滅し続けている場合は、電波を受信できていない事を知らせるサインです。調子が悪いまま放置すると、大事なお知らせを聞き逃すおそれがありますので、受信機の不具合は役場広報情報係までご連絡ください。

■よくあるお問合せ

Q. 録音のランプが点滅しているのは故障ですか？
A. 故障ではありません。ご安心ください。

＊録音ランプの点滅は、緊急放送や通常放送が録音されたあと、まだ再生されていない放送がある場合に点滅します。
＊録音ランプが緑色に点灯している場合は、通常放送などが常時録音されている留守録音状態になっています。
＊留守録音が不要な場合は録音ボタンを一度押すと解除できます。
＊留守録音状態で録音ボタンを押した後、オレンジ色のランプが点滅するのは、留守録音状態は解除されたものの、留守録音設定期間中に録音されている未再生の放送や、自動録音された緊急放送がある場合に点滅します。
＊未再生の放送を全て再生し終わればランプは消灯します。

聞き逃した放送をもう一度！
【防災行政無線放送確認ダイヤル】
☎０１２３－８８－１７００

自動音声応答サービスで、放送終了後３日間分の放送が２４時間いつでも確認できます。
お聞き逃しの際はぜひご活用ください。
（別途通話料が発生します。）

【問合先】役場広報情報係（☎76-8014）

令和２年度
長沼町情報公開制度実施状況

長沼町情報公開条例第23条に基づき、令和２年度における情報公開制度の実施状況をお知らせします。

公文書公開請求・審査請求（不服申立て）件数及び処理、決定状況

実施機関	公文書公開請求に対する処理状況						審査請求（不服申立て）に対する決定状況						
	件数	公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	件数	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	検討中
町長	5	4		1			0						

こころの健康相談のお知らせ

春になり、「なんとなく気が重い」「何をするにもやる気がでない」などの症状はありませんか？それは、心身の不調のサインかもしれません。

りふれでは、月に一度、精神科医師による「こころの健康相談」を行っています。ご家族の方からの相談も受け付けていますので、お悩みの方はぜひご相談ください。

【日　時】
５月18日㈫、６月22日㈫
９：30～11：30　※事前に予約が必要です
【場　所】りふれ
【問合先】りふれ　保健係（☎82-5555）

６月１日は「電波の日」です

総務省では、６月１日を「電波の日」と定め、６月10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」に電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省北海道総合通信局では、電波の使われ方を監視し、適正な電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、お問い合せください。

【問合先】
北海道総合通信局（☎011-737-0099）

全国一斉の
緊急情報の伝達訓練を行います

町では、特別警報の発表や武力攻撃などの緊急時に、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんへお伝えするため、**伝達訓練**を行います。

各戸に設置している防災行政無線戸別受信機と、屋外スピーカーから一斉に放送されます。

【日　時】
５月19日㈬　11時頃
【注　意】
この放送は、緊急放送となりますので、ボリュームの位置に関係なく、**最大音量**で放送されます。放送中に戸別受信機中央の「緊急解除ボタン」（黄色下線部）を押すことで、普段利用されている音量に戻すことができます。
【問合先】役場総務係（☎88-2111）